

訪問介護重要事項説明書

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 T F R
代 表 者 名	代表取締役 伊藤 哲馬
所在地・連絡先	(住 所) 京都市西京区松室吾田神町131-218 (電 話) 075-406-1611 (FAX) 075-406-1612

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	ケアステーションまるつと
所在地・連絡先	(住 所) 京都市北区衣笠東御所ノ内町42 CLASKA衣笠303号室 (電 話) 075-384-0048 (FAX) 075-406-1612
事業所番号	2670101852
管理者の氏名	塩谷 朋子

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の人 数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		0. 2人	事業所の管理、運営
サービス提供責任者	3	1以上	2以上	1. 8人以上	サービス提供表作成
訪 問 介 護 員	介護福祉士	5		2. 4人以上	訪問介護員
	介護職員 実務者研修				
	介護職員 初任者研修				
	介護職員基礎研修 修了者				
	1級ヘルパー				
	2級ヘルパー	3		1. 1人以上	

（3）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施 地域	京都市北区（御園橋通以南、賀茂川以西、但し上賀茂学区除く） (小野郷、中川、大森、雲ヶ畑、杉坂を除く) 京都市上京区（今出川通以北、堀川以西）
----------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	9：00～18：00
営業しない日	日曜日・祝日・12月30日～1月3日

3 サービスの内容

	種類	内 容
1 身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います
	入浴介助	入浴の介助を行います
	排泄介助	排泄の介助・オムツ交換を行います
	更衣介助	更衣の介助を行います
	体位変換	体位変換を行います
	清拭	入浴が困難な利用者様を対象に、清潔保持のために身体を拭きます
	外出介助	外出の介助や通院介助等を行います
	整容介助	身縫いを整える介助をします
	移動・移乗介助	移動や移乗の介助を行います
	起床及び就寝介助	起床の介助、就寝の介助を行います
	服薬介助	服薬の介助を行います
	自立支援のための見守り援助	見守りや声かけを行います
2 生 活 援 助	買い物	利用者様の日常生活必需品の買い物を行います
	調理	利用者様の食事を用意します
	掃除	ご利用者様の居室の掃除を行います
	洗濯	ご利用者様の衣類等の洗濯をします
	ベッドメイク	ご利用者様の寝具の交換、布団干し等を行います
	衣類の整理	衣類の整理を行います
	被服の補修	被服の補修を行います

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2～3割）がご利用者様の負担額となります。

(2) 利用料

- ① 本サービスの基本料金は別途添付する料金表のとおりです（非課税となります）。
- ② 料金表に記載の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた本サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。
- ③ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に設定し、全額がご利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

- ④ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑤ ご利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、ご利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(3) 交通費

2の(3)通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となる場合があります。なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただく場合があります。

事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロ未満	200円
事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロ以上	1キロにつき200円

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(5) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただく場合があります。ただし、ご利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	¥1,000円

(6) 介護職員処遇改善加算について

介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算されるもので利用料にも加算されます。

介護職員処遇改善加算	加 率	利用者の負担額
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	報酬の18.2%	利用料の18.2%

(7) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27日にお引き落しいたします）。なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 ＜振込先口座＞ 京都銀行上堀川支店 普通預金口座（口座番号 3493909） 口座名義 株式会社TFR 代表取締役 伊藤哲馬
口座引き落とし	御指定いただいた口座から引き落としいたします。
現金払い	サービ提供当責任者にご相談ください

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社 T F R が開設するケアステーションまるっとは、訪問介護を行う事業を行うものであり、要介護状態にある利用者が可能な限り住み慣れた自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護をはじめその他の生活全般にわたる援助を行い、地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の目線に立ったサービス提供に努めます。
- ② 地域との繋がりを大切にし、市区町村、介護支援専門員、他の居宅サービス事業者その他保健、医療または福祉サービスを提供する者と密な連携に努めます。
- ③ 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質についてその改善に努めます。

(3) その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、ご利用者様の直面している課題等及びご利用者様の希望を踏まえて介護支援専門員のケアプラン、サービス担当者会とともに訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を短期、長期的に評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、訪問介護員の技術向上のための研修を行っています
その他の研修	必要に応じて随時研修を実施します

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 塩谷朋子 ご利用時間 9：00～18：00 電話番号 : 075-384-0048 苦情箱（当事業所入口に設置）
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号 : 075-432-1364
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号 : 075-441-5106
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号 : 075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

8 衛生管理

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じる。
- ①感染症対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催し、その結果を周知する。
 - ②感染症対策の指針を整備する。
 - ③従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施する。

9 損害賠償

- (1) 本事業所は、ご利用者様に対する本サービス提供にあたって、本事業所の責めによる事由によりご利用者様またはそのご家族の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、ご利用者様またはそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額することができます。
- (2) 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (3) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねる場合があります。
- (4) 取り扱いに特別な注意が必要なもの等についてはあらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償致しかねる場合があります。

(5) ご利用者様またはそのご家族等は、ご利用者様またはそのご家族の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲において損害賠償を請求される場合があります。

1.0 業務継続計画の策定等

(1) 本事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する本サービスの提供を統的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、従業者に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

(2) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います

1.1 ハラスメント対策の強化

(1) 本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針等の必要な措置を講じます。

(2) ご利用者様またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がご利用者様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

1.2 虐待防止に関する措置

(1) 本事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施します。
- ④ 事業所は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに行政に通報します。
- ⑤ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

虐待防止に関する担当者	管理者 塩谷 朋子
-------------	-----------

1.3 身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.4 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施無し

1.5 ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者	住 所	京都市西京区松室吾田神町131-218
	事業者（法人）名	株式会社T F R
	事業所住所	京都市北区衣笠東御所ノ内町42CLASKA衣笠303号室
	事業所名	ケアステーションまるっと
	(事業所番号)	2670101852

説 明 者	職 名	
	氏 名	印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人	住 所	
	氏 名	印
(署名・法定) 代理人	住 所	
	氏 名	印

(利用者との関係：)